

平成22年度分収造林公募対象地の公示

分収造林公募対象地を下記のとおり公示する。

記

1 分収造林公募対象地

森林管理署等	愛知森林管理事務所
所在地	愛知県豊橋市岩崎町 豊橋国有林1251い1、ろ1林小班
面積	2.58ha
植栽予定樹種	カラマツ、スギ、ヒノキ、広葉樹等
問い合わせ先の森林管理署等	〒441-1331 愛知県新城市庭野字東萩野49-2 愛知森林管理事務所（調整官（業務）） TEL0536-22-1101（代表）

2 契約期間

分収造林契約締結の日から80年以内とする。

3 設定順位

分収造林契約への応募が競合した場合における契約の優先順位は、次の各号の順位によるものとする。

なお、順位が同位の場合は抽選により決定する。

- (1) 国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる国有林野の活用の場合であって当該各号に掲げる者
- (2) 当該林野に密接な関係のある住民の組織する団体(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合(前2号に掲げる者を除く。)
- (4) 当該林野の所在する市町村(第1号に掲げる者を除く。)
- (5) 都道府県及び市町村(第1号及び第4号に掲げる者を除く。)
- (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学、同法第82条の2に規定する専修学校並びに同法第83条第1項に規定する各種学校
- (7) 一般社団法人又は一般財団法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)
- (8) 「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)第7の2の(1)に掲げる分収造林契約の相手方(前7号に掲げる者を除く。)
- (9) 林業、木材、パルプ、木製品製造業及び漆器製造業を営む者が組織する団体
- (10) 林業知識の普及、緑化意識の高揚又は林業の実習に係る分収造林契約の相手方

4 分収造林契約の相手方の要件

- (1) 3の「設定順位」に定める者であって、造林、保育及び「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第13条に定める保護義務の履行が確実であると認められる者(自ら造林、保育及び保護義務の履行を行うことが不可能であって、当該者の負担において地元森林組合、林業事業体等に依頼することにより造林、保育及び保護義務の履行が確実である場合を含む。)
- (2) 個人については、(1)の要件を満たしている場合に契約相手方となることができるが、極力グループを作り、そのグループを相手方とするものとする。

5 募集期間及び応募先

- (1) 募集期間 平成22年11月24日～平成22年12月3日
- (2) 応募先 分収造林公募対象地を管轄する愛知森林管理事務所

6 分収割合

分収割合は造林者70%、国30%を標準とするが、「国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)第7の2の(1)のアに掲げる分収造林契約の相手方にあつては、造林者80%、国20%とする。

また、平成21年度から平成23年度までの3年間については、「天皇陛下御在位二十年記念分収造林」を実施することとしており、本取組の趣旨に賛同する者を対象とする分収造林契約の分収割合については、造林者80%、国20%とする。

7 その他

(1) 現地案内

現地案内を希望する場合は、愛知森林管理事務所へ遠慮なくご相談下さい。

(2) 造林、保育及び保護管理等の委託

地元森林組合、林業事業体等へ造林、保育及び保護管理等の委託を希望する場合は、愛知森林管理事務所へ遠慮なくご相談下さい。

平成22年11月24日

長野県長野市栗田715番地5

中部森林管理局長 城 土 裕

お問い合わせ 長野県長野市栗田715番地5 中部森林管理局国有林野管理課 分収林係 TEL 050 - 3160 - 6526 (直通)
--